

平成29年12月15日

平成29年度 公立小中学校等における余裕教室の活用状況について

文部科学省では、公立小中学校等施設における余裕教室の活用を促進するため、「余 裕教室活用状況実態調査」を実施しています。

このたび、平成29年度調査の結果をとりまとめましたので、公表します。

1. 調査内容

1)調査対象: 全国の公立小中学校、義務教育学校

2)調査項目: 余裕教室の数、活用状況3)調査時点: 平成29年5月1日現在

2. 調査結果の概要

1) 余裕教室の数

公立小中学校及び義務教育学校の余裕教室数は 80,414 室あり、そのうち 79,216 室 (約 98.5%) が活用されています。

2)活用状況

活用されている余裕教室 79,216 室のうち、75,817 室(約95.7%)が当該学校の施設、195 室(約0.2%)が特別支援学校など他の学校の施設、3,204 室(約4.0%)が学校施設以外に活用されています。

※ なお、前回調査(平成25年度実施)から「余裕教室」・「一時的余裕教室」の定義を変 更しているため、前回調査結果との比較はできないものとなっております。

<担当> 大臣官房文教施設企画部施設助成課

課長 浅野 敦行(内線 2458)

課長補佐 時枝 正和(内線 2460)

振興地域係主任 飯名 由梨(内線 2464)

電話: 03-5253-4111 (代表)

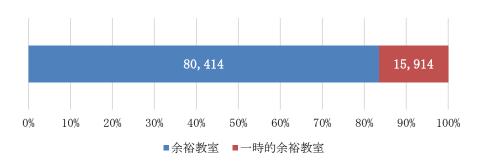
03-6734-2464 (直通)

【調査結果の概要】

1. 余裕教室と一時的余裕教室について

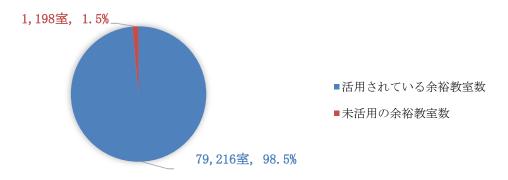
公立小中学校等において、現在普通教室として使用されていない教室は、全国で 96,328 室である。そのうち、「余裕教室」は 80,414 室(約 83.5%)、「一時的余裕教室」は 15,914 室(約 16.5%)である。

※ 「余裕教室」・「一時的余裕教室」の定義は、【参考2】を参照。

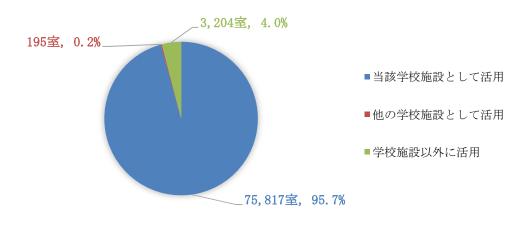


2. 余裕教室の活用状況について

余裕教室 80,414 室のうち、79,216 室(約98.5%)が活用されており、1,198 室(約1.5%)が未活用である。



なお、活用されている余裕教室 79,216 室のうち、75,817 室(約95.7%) が当該学校施設として、195 室(約0.2%) が他の学校施設として、3,204 室(約4.0%) が学校施設以外の施設として活用されている。



3. 当該学校施設としての活用状況

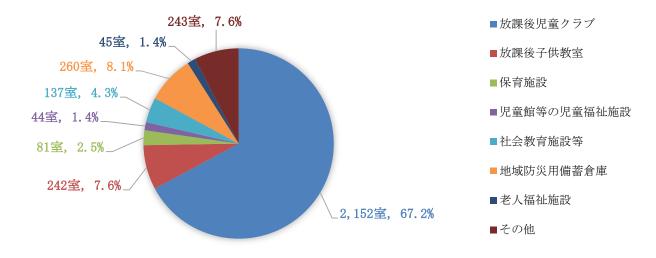
当該学校施設として活用している余裕教室 75,817 室のうち、68,199 室(約 90.0%)が児童・生徒のためのスペース(学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、特別教室、通級指導のための教室、外国人子弟等に対する日本語指導のための教室、児童・生徒の生活・交流のスペース、心の教室・カウンセリングルーム、授業準備のスペース)として、その他 7,618 室(約 10.0%)は教職員の会議室や地域への学校開放のためのスペースとして活用されている。



4. 学校施設以外への活用状況

学校施設以外に活用している余裕教室 3,204 室は、うち 2,152 室(約 67.2%)が放課後 児童クラブに活用される等、地域の実情やニーズに合わせて活用されている。

なお、「その他」243 室(約7.6%)のうち、37 室(約1.2%)が文化施設に、15 室(約0.5 室)が社会体育施設に活用されており、87 室(約2.7%)が自治体の資料倉庫や文化財保管庫等として活用されている。



【参考1】余裕教室活用状況(学校種別)

学校区分	余裕教室 数 (①)	活用教室	当該学校 他の学校				学校施設									未活用余		
			施設として活用	施設とし	特別支援 学校	その他の 学校	以外への	2+~数容	地域防災 用備蓄倉	児童福祉保育施設!	上施設	放課後児童クラブ	放課後子 供教室	老人福祉,施設		裕教室数 (①-②)	活用計画 あり	活用計画 なし
	100.0%	98.4%			7 12			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	庫	休月.他故 :	尤里 期寺		P()/=			1.6%		
小学校	100.0%	100.0%	93.8%	0.3%	0.1%	0.2%	6.0%									100.0%	35.1%	64.9%
		100.070	33.0/0	0.3/0	0.170	0.2/0	100.0%	4.1%	6.6%	2.5%	1.4%	70.0%	7.8%	1.4%	6.3%	100.0%	33.170	04.5/0
					ļ		100.0%	1.170	0.0%	2.0%	1.17	70.0%	7.0%	1.17	0.0%			
	52,192	51,334	48,136	138	47	91	3,060	124	201	75	43	2,142	240	42	193	858	301	557
中学校	100.0%	98.8%														1.2%		
		100.0%	99.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.5%									100.0%	29.0%	71.0%
							100.0%	9.6%	42.6%	4.4%	0.7%	2.9%	0.7%	2.2%	36.8%			
	28,026		27,498	57	26	31	136	13	58	6	1;	4	1	3	50	335	97	238
義務教育学校	100.0%	97.4%													2.6%			
		100.0%	95.8%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%			,				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		100.0%	0.0%	100.0%
							100.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%			
	196	191	183	0	0	0	8	0	1	0	0	6	1	0	0	5	0	5
	100.0%	98.5%	100	U	U;			0,		<u> </u>	U;	U;		<u> </u>	- 0	1.5%	0	, J
合計	100.0%	100.0%	95.7%	0.2%	0.1%	0.2%	4.0%									100.0%	33.2%	66.8%
		100.070	33.7/0	0.2/0	0.170	0.2/0	100.0%	4.3%	8.1%	2.5%	1.4%	67.2%	7.6%	1.4%	7.6%	100.070	00.2/0	00.070
							100.070	4.070	3.170	2.070	1.470	07.270	7.070	1.470	7.070			
	80,414	79,216	75,817	195	73	122	3,204	137	260	81	44	2,152	242	45	243	1,198	398	800

	+												
	当該学校												
	施設とし	児童·生				その他の							
	ての活用	徒のため	学習方	特別教室	通級指導	外国人子	児童·生	心の教	授業準備	スペース	教職員の	地域への	学校用備
		のスペー	法·指導		のための	弟等に対	徒の生	室・カウン	のスペー		ためのス	学校開放	蓄倉庫等
		ス	方法の多		教室	する日本	活·交流	セリング	ス		ペース	を支援す	
			様化に対			語指導の	のスペー	ルーム				るスペー	
			応したス			ための教	ス					ス	
			ペース			室							
小学校	100.0%	89.5%						,		10.5%			
	48,136	43,077	21,307	11,487	1,594	409	4,196	748	3,336	5,059	2,156	1,406	1,497
中学校	100.0%	90.7%			•					9.3%			
	27,498	24,951	13,469	5,906	308	97	2,587	776	1,808	2,547	1,441	455	651
義務教育学校	100.0%	93.4%			•					6.6%			
	183	171	112	34	- 1	3	13	0	8	12	5	2	5
合計	100.0%	90.0%								10.0%			
	75,817	68,199	34,888	17,427	1,903	509	6,796	1,524	5,152	7,618	3,602	1,863	2,153

[※] 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計は一致しない場合がある。

【参考2】「余裕教室」・「一時的余裕教室」の定義

「余裕教室」

現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内(平成34年度中まで)に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室。

「一時的余裕教室」

現在は普通教室として使用されていないが、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内(平成34年度中まで)に、普通教室として使用されることとなると考えられる教室。

- ※「一時的余裕教室」「余裕教室」のいずれも、原則として、当該学校の学区域の児童等の人口 から機械的に計算して算出するものとする。
- ※ 以下のような特殊要因に該当する場合は、当該要因により変動すると考えられる教室数を考慮の上で算出することができる。
 - ・集団的な住宅の建設予定等により、児童又は生徒の増加が明らかに見込まれる場合。
 - ・学校教育法施行令第9条第1項に定める区域外就学等の届出を行う児童又は生徒が、当該学校の学区域に例年多数存在する場合。
 - ・学校選択制を導入している場合。
 - 特別支援学級の増加または減少を計画している場合。
 - ・その他、当該学校の学区域の児童等の人口と、実際に当該学校に入学する児童又は生徒の 数に明らかに乖離がある場合。